



2025 年 7 月 17 日

各 位

会 社 名 N I S S O ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長執行役員 清水 竜一
(コード番号：9332 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役執行役員 野村 健一
(T E L . 0 4 5 - 5 1 4 - 4 3 2 3)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本自己株式処分の概要

(1) 払込期日	2025 年 8 月 4 日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 57,474 株
(3) 処分価額	1 株につき 642 円
(4) 処分総額	36,898,308 円
(5) 割当予定先	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） 4 名 38,784 株 当社執行役員 4 名 7,398 株 当社子会社取締役 4 名 7,788 株 当社子会社執行役員 2 名 3,504 株

2. 自己株式処分の目的及び理由

2024 年 5 月 24 日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）及び執行役員並びに当社子会社の執行役員が当社株式を所有することで、経営参画意識を高め当社企業価値の持続的な向上を目指すと共に、株主の皆様と一層の価値共有を進める事で、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを、2024 年 5 月 24 日の取締役会で決議しております。

また、2024 年 6 月 26 日開催の第 1 回定時株主総会において、金銭報酬額とは別枠で、対象取締役に對して本制度に基づき譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を、年額 50 百万円以内で支給すること、及び対象取締役に對して各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の間に発行又は処分される普通株式の総数は年 80,000 株以内とすることについて可決承認しております。

これらを踏まえ、本日開催の当社取締役会において、本制度の目的その他の事情を勘案し対象取締役 4 名に對し金銭報酬債権合計 24,899,328 円及び当社の執行役員 4 名に對し金銭報酬債権合計 4,749,516 円を、並びに当社子会社の取締役会において、当社子会社の取締役 4 名に對して金銭報酬債権合計 4,999,896 円及び当社子会社の執行役員 2 名に對し金銭報酬債権合計 2,249,568 円（以下、総称して「本金銭報酬債権」といいます。）を支給することを決議しており、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役 4 名及び当社執行役員 4 名並びに当社子会社の取締役 4 名及び当社子会社の執行役員 2 名（以下、総称して「対象取締役等」といいます。）が当社又は当社子会社に對する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式 57,474 株（以下、「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。なお、本制度の導入目的である企業価値の持続的な向上及び株主の皆様との価値共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間を当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日までとしております。

<株式割当契約の概要>

当社は、対象取締役等との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役等は、本割当株式の払込期日（以下、「本払込期日」といいます。）から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日又は本払込期日の属する事業年度経過後3カ月を超える日のいずれか遅い日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が本払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時までの期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して当社又は当社子会社の取締役若しくは執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役等が本譲渡制限期間中に、正当な理由により退任若しくは退職した場合又は死亡により退任若しくは退職した場合、対象取締役等が保有する本割当株式のうち、本払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から対象取締役が退任若しくは退職した日を含む月までの月数を12で除した数（但し、計算の結果1を超える場合は、1とします。）に、当該時点において対象取締役等が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役等が、本役務提供期間中に正当な理由によらず当社又は当社子会社の取締役若しくは執行役員の地位から退任若しくは退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。また、上記（2）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本払込期日の直前の定時株主総会の開催日を含む月の翌月から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を12で除した数（但し、その数が1を超える場合は、1とします。）に、組織再編等承認日において対象取締役等が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

対象取締役等は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、本自己株式処分にかかる募集事項決定の取締役会の直前営業日（2025年7月16日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である642円としております。これは、当社取締役会の決議直前営業日の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上